

保証委託契約の連帯保証人確認書



保証会社：ジェイリース株式会社御中

ジェイリース

承認通知書番号	JL-	※承認通知書左上記載の番号をご記入ください。		
保証開始日	20 年 月 日	入居区分 どちらかご選択ください	単身入居	複数入居
契約プラン				
初回保証料	円	継続保証料	円/年	毎月保証料
賃物 貸件	所在地	(〒 -)		
	名称			
	月額 総賃料 内訳	月額総賃料		
	家賃		駐車場	
	共益費		町(区)費	
	管理費		水道費	
	()		()	
賃借人	預入金合計 内訳	預入金合計		
	敷金		保証金	
	()			
賃借人	現住所	(〒 -)		
	氏名	フリガナ		

連帯保証人さまの保証限度額 契約時の月額総賃料 × 24ヶ月分

私は、貴社と上記賃貸の賃借人との間で別紙保証委託契約書記載の内容で成立した保証委託契約（以下「原保証委託契約」という。）に基づき当該賃借人が貴社に対し負担する一切の債務（本件保証契約締結の前後を問わない）につき、別紙保証委託契約書記載の内容で当該賃借人と連帯して保証します。

- 私は、原保証委託契約第13条（財産状況の説明）の内容を賃借人から説明を受け、財産状況を理解し、確認の上本確約書を締結します。（事業プランもしくは法人契約に限る）
- 私と貴社との間の求償関係について下記の点を確認します。
 - 私は、賃借人と連帯して貴社に対して原保証委託契約に基づく賃借人の一切の債務を保証するものとします（私は、貴社に対し負担割合を主張できません）。
 - 私が、賃借人の負担する賃料等の債務を賃借人に代わり賃貸人に弁済した場合でも、私はそれにつき貴社に求償することはできないものとします。
- 私は、貴社と上記賃貸の賃借人との間で成立した原保証委託契約書における私の保証限度額（極度額）は、次のA（極度額）記載のとおりであることに同意します。また保証債務の履行に関する次のBの内容に同意します。
 - （極度額）……保証限度額は、原保証委託契約締結時の月額総賃料の24ヶ月分とする。
 - 私から賃料等の支払があった場合、賃料等支払約定日までに遅滞なく支払をした場合は保証債務の履行とみなさない。
- 私は、別紙保証委託契約書の連帯保証人欄への署名、押印にかえて本確約書へ署名、押印します。また、私の本人確認書類として、印鑑証明書を1通添付します。

追加連帯保証人の
場合の説明 | 20 年 月 日現在における賃借人の貴社に対する求償債務等(違約損害金、手続費用を含む)は、金 円です。

連帯保証人	上記内容及び裏面条文を確認の上、直筆でご署名ください。押印は実印をご捺印ください。		
ご署名日	20 年 月 日		
現住所	(〒 -)		
氏名	フリガナ		
生年月日	年 月 日	連絡先(電話番号)	- - -



保証委託契約(賃借人、ジェイリース間契約)

「賃借人(以下「甲」とい)と連帯保証人(以下「乙」とい)が、甲と賃貸人(家主代理人を含む。以下「賃貸人」とい)との賃貸借契約(以下「原契約」とい)に基づき、ジェイリース株式会社(以下「保証会社」とい)と締結する保証委託契約(以下「本契約」とい)は下記の通りとする。

第1条 本契約の申込み及び締結の前提条件

本契約の申込み及び締結については、保証会社と業務協定を締結している協定不動産会社(以下「協定事業者」とい)を介するものとする。

第2条 保証開始時期

保証は表面記載の保証開始日より開始するものとする。但し、保証開始日が到来しても、協定事業者が保証料を受領し、かつ、保証会社が保証委託契約書を受領するときまでは保証は開始しない。

第3条 保証限度額

(1)住居・駐車場・TRC・学生プランの場合、賃料・共益費・管理費・駐車場・町区費・水道料・光熱費・消費税・その他毎月賃料と共に支払われる費用(以下「月額総賃料」とい)の24ヶ月分とする。

(2)保証料一括支払契約(以下「サポート」とい)については、店舗・事務所等の事業用プランの場合、月額総賃料の4ヶ月分とする。

(3)保証料毎年支払型契約(以下「Jウイング」とい)については、店舗・事務所等の事業用プランの場合、月額総賃料の6ヶ月分とする。

(4)本契約の保証期間内において、賃料変更及び消費税率の変更等により月額総賃料が変更になった場合であっても、本条(1)から(3)で定める保証限度額は変更しない。

第4条 保証内容

保証会社は、原契約に基づき甲が賃貸人に負担する金銭債務のうち、本契約の第3条保証限度額の範囲内において以下の範囲を保証する。但し、本契約の免責条項に該当する場合にはその責を免れるものとする。

(1)月額総賃料の滞納分。原契約が解除・その他の理由で終了した後、甲による賃貸物件の明渡しと完了までの賃貸物件の使用に基づく月額総賃料1ヶ月分相当の賃料相当損害金。但し、表面記載され、かつ、本契約所定の手続を経て、賃貸人より保証会社に通知された滞納分に限る。

(2)退去時の修繕費・ハウスクリーニング・叢書替・ガキ交換費用・残置物撤去費用・ゴミ処理費用等(以下「退去費用」とい)の合計が月額総賃料の最大2ヶ月分相当額。但し、甲が支払義務のあることを認め、承諾したものに限るものとし、原状回復については国土交通省住宅局が平成23年8月に発行した「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」(その後の変更・改定等を含む)に準じて、甲が負担すべきことごとに合理性があると保証会社が判断した場合に限る。

(3)早期解約違約金は、住居用プランに限ることとし、1年未満の解約は月額総賃料の最大2ヶ月分相当額、2年未満の解約は月額総賃料の最大1ヶ月分相当額。但し、甲自ら退去する場合であって、かつ、原契約の条項において、早期解約違約金の項目が明記され、甲が支払義務を認め、承諾し署名しているものに限る。

(4)甲の債務不履行による明け渡しまでの支払費用。原契約解除から表面記載の賃貸物件(以下「本物件」とい)の明け渡しまでに要した通知・支払督促・訴訟その他の法的手続に必要な費用(訴訟代理人費用を含む)として保証会社が認めたもので、賃貸人が支出した費用。

(5)賃貸更新料並びに管理会社が徴収する事務手数料であることを甲において了解している更新事務手数料。但し、原契約の条項において、その項目が明記され、甲が支払義務を認め、承諾し署名しているもので保証会社が適法なものと認めたものに限るものとし、法定更新時の更新料及び更新事務手数料についても同様とする。

(6)解約予告通知義務違反による違約金・損害金の合計につき月額総賃料の最大1ヶ月分相当額。但し、甲自ら退去する場合であって、かつ、原契約の条項において、解約予告通知義務及び違約金ないし損害金の項目が明記され、甲が支払義務を認め、承諾し署名しているものに限る。なお、TRCに関しては本項の適用対象外とする。

(7)保証会社は、以下の①から⑧等、本条(1)から(6)を除く債務についてはその責を負わない。また、事業用借地(貸)契約の場合、本条(2)から(6)の債務についてもその責を負わない。但し、保証会社が承諾した場合はこの限りではない。

①敷金・保証金・礼金その他の名称の如何を問わず、甲が本物件に入居に際して賃貸人に支払費用・同費用を賃貸人ととの間で分割にて支払う合意がなされた場合の分割金も同じ。

②次条において定める甲が毎月支払うべき毎月保証料の支払いを、3ヶ月連続して支払わないとした、また保証開始日以後1年経過するごとに甲が支払わなければならぬ継続保証料を甲が支払期日を経過しても支払わないとため、保証会社が甲に代わって賃貸人に支払う月額総賃料の弁済を、保証会社において停止した場合。

③天災・地震・戦争・疫病等不可抗力により生じた損害。

④火災・ガス爆発・自殺等甲及びその関係者の故意・過失により生じた損害。

⑤甲が、本物件の瑕疵を理由に、月額総賃料又は退去費用(以下、月額総賃料と退去費用をまとめて「賃料等」とい)の支払を履行せず訴訟等の紛争に至った場合において、その期間中の賃料等債務等。

⑥保証会社において、保証会社の求償権が得られないと判断した場合。

⑦賃料等の遅延損害金。

⑧甲が死亡した場合で、相続人が本契約を承継しない場合。

第5条 保証料

①甲は、保証会社に対し、本契約締結時に、表面記載の初回保証料を支払わなければならない。

②Jウイングについては、甲は、保証会社に対し、表面記載の初回保証料を本契約締結時に支払うとともに、表面記載の保証開始日以後毎月、表面記載の毎月保証料を保証会社の指定した方法並びに期日内に支払わなければならない。

④本契約が保証期間満了前に終了した場合、又は保証期間内に表面記載の月額総賃料が減額された場合、又は解約された場合であっても、本条(1)(2)(3)により支払った保証料は返還されない。

第6条 本契約の期間・更新及び解約

①保証開始日より、1年間とする。

②期間満了日までに賃貸人の承諾を得て甲より保証会社に対して解約の申し出がない場合は、さらに1年間自動更新するものとし、その後も同様とする。

③甲が賃貸人及び保証会社に賃料等の滞納が無く本物件を明け渡して、原契約が終了した場合は、退去日をもって本契約は終了する。

④賃貸人と保証会社との間の保証契約が終了となった場合は、本契約は当然に終了する。但し、同終了時点において既に発生している求償権に関する権利義務(保証会社と乙との間の権利義務も含む)については、本契約に從う。

⑤甲が法人である場合で甲が解散したときは、本契約は当然に終了する。

⑥甲が本物件につき、原契約上の地位を第三者に移転した場合は、本契約は当然に終了する。

⑦原契約に基づく賃借権の譲渡・転貸等がなされた場合、又は本物件の占有者に追加並びに変更等があった場合は、本契約は当然に終了する。但し、事前に賃貸人及び保証会社の承諾がある場合はこの限りではない。

⑧原契約の物件や甲・乙等の内容に変更があった場合は、変更日をもって本契約は当然に終了する。

⑨賃料の変更について賃貸人から保証会社に3ヶ月以上通知しなかったときは、保証会社は本契約を解除することができる。

⑩甲が死亡した場合は本契約は、当然に終了する。但し、相続人が本契約を継承した場合はこの限りではない。

⑪甲は、電気・ガス・水道の利用状況、郵便物の状況等から2ヶ月以上甲が原契約の本物件に居住していないと保証会社において合理的に認められるにもかかわらず、保証会社から甲に対し連絡が取れないときは、本契約及び原契約にかかる保証会社と賃貸人との保証契約は、保証会社が、賃貸人に對し、本契約及び保証契約終了の通知を発したときに、当然に終了することに同意する。

⑫第7条 代位弁済及び求償権の行使

⑬(1)甲が、賃料等の全部又は一部の支払を怠り、保証会社が賃貸人より求められた場合、保証会社は甲に何ら通知なく、代位弁済できる。

⑭(2)保証会社は、代位弁済によって甲に對し求償権の行使ができる。

⑮(3)保証会社の代位弁済の実行は、賃貸人より甲に対する債務不履行等を原因とする原契約の解除を妨げるものではない。

⑯(4)本契約終了時に保証会社に求償権が残っている場合は、本条(2)の効力は存続する。

⑰(5)賃貸人と甲との間で、賃料等の支払いに關して争いがある場合は、保証会社は当該賃料の代位弁済を停止することができる。なお、保証会社は、支払いを停止した当該賃料の代位弁済債務につき、当該賃料の支払い期日から6ヶ月を経過すると、その支払いの責を免れるものとする。

⑱第8条 事前求償

⑲(1)甲に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、保証会社は、保証債務の履行前であっても、甲に對し事前に求償権を行使することができる。

⑳(2)原契約又は、本契約の各条項に違反し、保証会社から相当の期間を定めて催告されたにもかかわらず是正されないととき。

㉑(3)前(1)(2)各項の事由が存する場合における本物件明渡し・室内確認会見・原状回復費用の価格決定の承諾等の権限。

㉒(4)本契約の解除及び本物件明渡し事項

㉓甲が次の各項いずれかに該当したときは、保証会社は、直ちに本契約を解除することができる。また、甲は本物件を明渡すことを保証会社に約束する。

㉔(1)原契約又は、本契約の各条項に違反し、保証会社から相当の期間を定めて催告されたにもかかわらず是正されないととき。

㉕(2)前(1)各項の事由が存する場合における本物件明渡し・室内確認会見・原状回復費用の価格決定の承諾等の権限。

㉖(3)前(1)条に該当したとき。

㉗(4)甲又はその関係者が本物件・共有部分、その他本物件の近隣において暴力団又は反社会的組織の威力を背景に乱暴な言動をして、他の入居者・管理者・出入者等に迷惑・不安感・不快感を与えたとき。

㉘(5)暴力団・反社会的組織以外の者が甲である場合でも本物件内に暴力団構成員・同構成員・反社会的組織委員等を居住させ、又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。

㉙(6)期間の長短・賃貸物件の全部・一部を問わず、甲が、本物件を転貸したり、有償の宿泊契約(民泊契約)等を締結したり、これら契約締結のためのインターネットサイトへの情報提供を含む広告宣伝等を行ったり、民泊業者としての届出・登録等を行った場合、保証会社は、何らの催告を要せずに直ちに本契約を解除することができる。また保証会社は、甲が転貸したり民泊契約を締結している間、保証の責を負わない。

㉚(7)甲は、保証会社による(5)の解除・責めについて何らの異議も述べることはできな

い。(8)その他甲の信用状況が著しく悪化したとき。

第17条 債権譲渡

㉛(1)甲は、本契約に基づき、保証会社が代位弁済した時は、甲が賃貸人に負担する一切の債務の支払いに充てるため、甲が賃貸人に預入金した敷金・保証金その他の金員の返還請求権を保証会社に譲渡するものとする。

㉜(2)甲は、前項に基づく債権譲渡について、賃貸人に對して行う債権譲渡通知の権限を保証会社に付与するものとし、保証会社の承諾がない限り、この債権を減額・消滅させてはならない。

㉝(3)甲又は乙は、本契約に基づく保証会社の債権が保証会社の指定する金融機関等に譲渡されても異議を申し立てることができない。

第18条 戻返資金による弁済

㉞(1)保証会社が第17条の債権譲渡に基づき、甲から譲り受けた債権の弁済期が到来した場合は、本契約による代位弁済の方法に充てるため、甲が賃貸人に預入金した敷金・保証金その他の金員の返還請求権を保証会社に譲渡するものとする。

㉟(2)甲は、前項に基づく債権譲渡について、賃貸人に對して行う債権譲渡通知の権限を保証会社に付与するものとし、保証会社の承諾がない限り、この債権を減額・消滅させてはならない。

㉟(3)甲又は乙は、本契約に基づく保証会社の債権が保証会社の指定する金融機関等に譲渡されても異議を申し立てることができないものとする。

㉟(4)乙は、本契約が更新された場合も本条と同じ責任を負う。また、原契約終了の事由にかかわらず、原契約同一の賃貸人・賃貸人・賃貸物件についての賃貸借契約(以下「新賃貸借契約」とい)が、原契約終了後引き続き継続し、同契約について保証会社が賃貸人に対して保証会社となる場合は、乙は新賃貸借契約の賃貸借契約として甲が保証会社に對して負担する一切の債務を、甲と連帯して支払う責を負う。

㉟(5)甲は、保証会社が乙の信用状況が悪化したと判断した場合、乙に連帯して支払うべき賃料等の債務を甲に代わり賃貸人に弁済した場合でも、乙はそれにつき保証会社に求償することはできないものとする。

㉟(6)乙は本契約が更新された場合も本条と同じ責任を負う。また、原契約終了の事由にかかわらず、原契約同一の賃貸人・賃貸人・賃貸物件についての賃貸借契約(以下「新賃貸借契約」とい)が、原契約終了後引き続き継続し、同契約について保証会社が賃貸人に対して保証会社となる場合は、乙は新賃貸借契約の賃貸借契約として甲が保証会社に對して負担する一切の債務を、甲と連帯して支払う責を負う。

㉟(7)甲は、保証会社が乙の信用状況が悪化したと判断した場合、乙に連帯して支払うべき賃料等の債務を甲に代わり賃貸人に弁済した場合でも、乙はそれにつき保証会社に求償することはできないものとする。

㉟(8)乙は、本契約が更新された場合も本条と同じ責任を負う。また、原契約終了の事由にかかわらず、原契約同一の賃貸人・賃貸人・賃貸物件についての賃貸借契約(以下「新賃貸借契約」とい)が、原契約終了後引き続き継続し、同契約について保証会社が賃貸人に対して保証会社となる場合は、乙は新賃貸借契約の賃貸借契約として甲が保証会社に對して負担する一切の債務を、甲と連帯して支払う責を負う。

㉟(9)甲は、保証会社が乙の信用状況が悪化したと判断した場合、乙に連帯して支払うべき賃料等の債務を甲に代わり賃貸人に弁済した場合でも、乙はそれにつき保証会社に求償することはできないものとする。

㉟(10)乙は、本契約が更新された場合も本条と同じ責任を負う。また、原契約終了の事由にかかわらず、原契約同一の賃貸人・賃貸人・賃貸物件についての賃貸借契約(以下「新賃貸借契約」とい)が、原契約終了後引き続き継続し、同契約について保証会社が賃貸人に対して保証会社となる場合は、乙は新賃貸借契約の賃貸借契約として甲が保証会社に對して負担する一切の債務を、甲と連帯して支払う責を負う。

㉟(11)甲は、保証会社が乙の信用状況が悪化したと判断した場合、乙に連帯して支払うべき賃料等の債務を甲に代わり賃貸人に弁済した場合でも、乙はそれにつき保証会社に求償することはできないものとする。

㉟(12)乙は、本契約が更新された場合も本条と同じ責任を負う。また、原契約終了の事由にかかわらず、原契約同一の賃貸人・賃貸人・賃貸物件についての賃貸借契約(以下「新賃貸借契約」とい)が、原契約終了後引き続き継続し、同契約について保証会社が賃貸人に対して保証会社となる場合は、乙は新賃貸借契約の賃貸借契約として甲が保証会社に對して負担する一切の債務を、甲と連帯して支払う責を負う。

㉟(13)甲は、保証会社が乙の信用状況が悪化したと判断した場合、乙に連帯して支払うべき賃料等の債務を甲に代わり賃貸人に弁済した場合でも、乙はそれにつき保証会社に求償することはできないものとする。

㉟(14)乙は、本契約が更新された場合も本条と同じ責任を負う。また、原契約終了の事由にかかわらず、原契約同一の賃貸人・賃貸人・賃貸物件についての賃貸借契約(以下「新賃貸借契約」とい)が、原契約終了後引き続き継続し、同契約について保証会社が賃貸人に対して保証会社となる場合は、乙は新賃貸借契約の賃貸借契約として甲が保証会社に對して負担する一切の債務を、甲と連帯して支払う責を負う。

㉟(15)甲は、保証会社が乙の信用状況が悪化したと判断した場合、乙に連帯して支払うべき賃料等の債務を甲に代わり賃貸人に弁済した場合でも、乙はそれにつき保証会社に求償することはできないものとする。

㉟(16)乙は、本契約が更新された場合も本条と同じ責任を負う。また、原契約終了の事由にかかわらず、原契約同一の賃貸人・賃貸人・賃貸物件についての賃貸借契約(以下「新賃貸借契約」とい)が、原契約終了後引き続き継続し、同契約について保証会社が賃貸人に対して保証会社となる場合は、乙は新賃貸借契約の賃貸借契約として甲が保証会社に對して負担する一切の債務を、甲と連帯して支払う責を負う。

㉟(17)甲は、保証会社が乙の信用状況が悪化したと判断した場合、乙に連帯して支払うべき賃料等の債務を甲に代わり賃貸人に弁済した場合でも、乙はそれにつき保証会社に求償することはできないものとする。

㉟(18)乙は、本契約が更新された場合も本条と同じ責任を負う。また、原契約終了の事由にかかわらず、原契約同一の賃貸人・賃貸人・賃貸物件についての賃貸借契約(以下「新賃貸借契約」とい)が、原契約終了後引き続き継続し、同契約について保証会社が賃貸人に対して保証会社となる場合は、乙は新賃貸借契約の賃貸借契約として甲が保証会社に對して負担する一切の債務を、甲と連帯して支払う責を負う。

㉟(19)甲は、保証会社が乙の信用状況が悪化したと判断した場合、乙に連帯して支払うべき賃料等の債務を甲に代わり賃貸人に弁済した場合でも、乙はそれにつき保証会社に求償することはできないものとする。

㉟(20)乙は、本契約が更新された場合も本条と同じ責任を負う。また、原契約終了の事由にかかわらず、原契約同一の賃貸人・賃貸人・賃貸物件についての賃貸借契約(以下「新賃貸借契約」とい)が、原契約終了後引き続き継続し、同契約について保証会社が賃貸人に対して保証会社となる場合は、乙は新賃貸借契約の賃貸借契約として甲が保証会社に對して負担する一切の債務を、甲と連帯して支払う責を負う。

㉟(21)甲は、保証会社が乙の信用状況が悪化したと判断した場合、乙に連帯して支払うべき賃料等の債務を甲に代わり賃貸人に弁済した場合でも、乙はそれにつき保証会社に求償することはできないものとする。

㉟(22)乙は、本契約が更新された場合も本条と同じ責任を負う。また、原契約終了の事由にかかわらず、原契約同一の賃貸人・賃貸人・賃貸物件についての賃貸借契約(以下「新賃貸借契約」とい)が、原契約終了後引き続き継続し、同契約について保証会社が賃貸人に対して保証会社となる場合は、乙は新賃貸借契約の賃貸借契約として甲が保証会社に對して負担する一切の債務を、甲と連帯して支払う責を負う。

㉟(23)甲は、保証会社が乙の信用状況が悪化したと判断した場合、乙に連帯して支払うべき賃料等の債務を甲に代わり賃貸人に弁済した場合でも、乙はそれにつき保証会社に求償することはできないものとする。

㉟(24)乙は、本契約が更新された場合も本条と同じ責任を負う。また、原契約終了の事由にかかわらず、原契約同一の賃貸人・賃貸人・賃貸物件についての賃貸借契約(以下「新賃貸借契約」とい)が、原契約終了後引き続き継続し、同契約について保証会社が賃貸人に対して保証会社となる場合は、乙は新賃貸借契約の賃貸借契約として甲が保証会社に對して負担する一切の債務を、甲と連帯して支払う責を負う。

㉟(25)甲は、保証会社が乙の信用状況が悪化したと判断した場合、乙に連帯して支払うべき賃料等の債務を甲に代わり賃貸人に弁済した場合でも、乙はそれにつき保証会社に求償することはできないものとする。

㉟(26)乙は、本契約が更新された場合も本条と同じ責任を負う。また、原契約終了の事由にかかわらず、原契約同一の賃貸人・賃貸人・賃貸物件についての賃貸借契約(以下「新賃貸借契約」とい)が、原契約終了後引き続き継続し、同契約について保証会社が賃貸人に対して保証会社となる場合は、乙は新賃貸借契約の賃貸借契約として甲が保証会社に對して負担する一切の債務を、甲と連帯して支払う責を負う。

㉟(27)甲は、保証会社が乙の信用状況が悪化したと判断した場合、乙に連帯して支払うべき賃料等の債務を甲に代わり賃貸人に弁済した場合でも、乙はそれにつき保証会社に求償することはできないものとする。

㉟(28)乙は、本契約が更新された場合も本条と同じ責任を負う。また、原契約終了の事由にかかわらず、原契約同一の賃貸人・賃貸人・賃貸物件についての賃貸借契約(以下「新賃貸借契約」とい)が、原契約終了後引き続き継続し、同契約について保証会社が賃貸人に対して保証会社となる場合は、乙は新賃貸借契約の賃貸借契約として甲が保証会社に對して負担する一切の債務を、甲と連帯して支払う責を負う。

㉟(29)甲は、保証会社が乙の信用状況が悪化したと判断した場合、乙に連帯して支払うべき賃料等の債務を甲に代わり賃貸人に弁済した場合でも、乙はそれにつき保証会社に求償することはできないものとする。

㉟(30)乙は、本契約が更新された場合も本条と同じ責任を負う。また、原契約終了の事由にかかわらず、原契約同一の賃貸人・賃貸人・賃貸物件についての賃貸借契約(以下「新賃貸借契約」とい)が、原契約終了後引き続き継続し、同契約について保証会社が賃貸人に対して保証会社となる場合は、乙は新賃貸借契約の賃貸借契約として甲が保証会社に對して負担する一切の債務を、甲と連帯して支払う責を負う。

㉟(31)甲は、保証会社が乙の信用状況が悪化したと判断した場合、乙に連帯して支払うべき賃料等の債務を甲に代わり賃貸人に弁済した場合でも、乙はそれにつき保証会社に求償することはできないものとする。

㉟(32)乙は、本契約が更新された場合も本条と同じ責任を負う。また、原契約終了の事由にかかわらず、原契約同一の賃貸人・賃貸人・賃貸物件についての賃貸借契約(以下「新賃貸借契約」とい)が、原契約終了後引き続き継続し、同契約について保証会社が賃貸人に対して保証会社となる場合は、乙は新賃貸借契約の賃貸借契約として甲が保証会社に對して負担する一切の債務を、甲と連帯して支払う責を負う。

㉟(33)甲は、保証会社が乙の信用状況が悪化したと判断した場合、乙に連帯して支払うべき賃料等の債務を甲に代わり賃貸人に弁済した場合でも、乙はそれにつき保証会社に求償することはできないものとする。

㉟(34)乙は、本契約が更新された場合も本条と同じ責任